

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
がとる翌  
日の翌)

## 目 次

### ◇ 告 示 保 険 医 の 登 録

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理  
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業の工事の完了

土地収用法による土地の立入り

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

### ◇ 公 告 猟 銃 等 の 取 扱 い に 関 する 講 習 会 の 開 催

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 田 郁 夫	鳥医第三、三八九号	昭和六十一年五月六日
河 野 由 美	鳥医第三、三九〇号	"
宇 都 宮 靖	鳥医第三、三九一号	"

### 鳥取県告示第五百四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
永原 医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二九一四一	全国	昭和六十一年五月七日
大源眼科 医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇一	"	昭和六十一年五月一日

鳥取県告示第五百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平野 由紀夫	鳥国医第三、三八八号	昭和六十一年四月三十日
西尾 一俊	鳥国薬第六〇〇号	"

鳥取県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
赤碓町	土地改良総合整備事業（地域改善）高野地区農道整備	昭和六十年七月三十日

鳥取県告示第五百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線八橋線増強工事（ルート変更）

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市駄経寺町、米田町、富海、下大江、小鴨、北野、黒見、福光、横田、下米積、下福田、国府、別所及び上福田並びに東伯郡大栄町大字下種、大字亀谷、大字妻波及び大字岩坪並びに東伯町大字金屋、大字槻下、大字中尾、大字三保、大字浦安、大字田越及び大字杉下地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和六十一年六月十三日から昭和六十二年五月三十一日まで

鳥取県告示第五百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画でみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和61年6月13日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日	時	場	所	受講対象者
初	心者講習	昭和61年7月22日	午前10時30分から	米子市靴町一丁目151	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	
			午後4時30分まで	鳥取県米子警察署会議室		
終		昭和61年6月30日	午後1時30分から	鳥取市東町一丁目271	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者	
			午後4時00分まで	鳥取県庁第二庁舎5階第21会議室		

験 者	昭和61年7月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察習会 議室	倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者
講 習	昭和61年7月17日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察習会 議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
	昭和61年7月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
  - ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
  - イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
  - ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

定所の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料
- ア 初心者講習 3,000円
- イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
- 筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）